

クロネコゆうメール約款

関自貨第一二二号 認可年月日令和六年一月十八日
関自貨第一一五三号 認可年月日令和六年一月十八日
関自貨第五四号 認可年月日令和六年一月十八日
国自貨第七一八号 認可年月日令和六年一月十八日

目次

- 第一章 総則(第一条～第二条)
- 第二章 運送業務
- 第一節 運送(第三条)
- 第二節 荷物の受取り及び配達(第十条～第十三条)
- 第四節 指図(第十四条～第十五条)
- 第五節 事故(第十六条～第十七条)
- 第六節 運賃及び料金(第十八条～第二十三条)
- 第七節 責任(第二十四条～第三十二条)

第一章 総則

(定義)

第一条 「クロネコゆうメール」とは、当店が荷受人までの運送の責任を負うことを前提に、荷受人からお預かりした荷物(以下「荷物」という。)を日本郵便株式会社(以下「日本郵便」という。)のゆうメール(以下「ゆうメール」という。)を利用して荷受人までお届けする運送サービスをいいます。

第二条

この約款は、クロネコゆうメールによる運送に適用されます。なお、日本郵便に差出した後の運送は、日本郵便の定める事項に基づき行われます。

第三条 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

第二章 運送業務
第一節 通則

第三条 当店は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

第二章 運送業務
第一節 通則

(出荷票等)

第四条 当店は、荷物の運送を引き受けるときに、次の事項を記載した「クロネコゆうメール出荷票」(以下「出荷票」という。)を荷受人にご発行します。

第一条 又は第二条の出荷票の発行は、電磁的方法により行うことがあります。

第五条 当店は、荷物の運送の申込みがあったときは、その荷物の種類及び性質を通知することを荷受人に求めることがあります。

第六条 荷受人は、荷物の性質、大きさ、重量等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

第七条 荷受人は、荷物の外装に次の事項を見やすく表示しなければなりません。

第八条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

九 当店は、前項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷受人の通知したところと異なるときは、その点検に要した費用は荷受人の負担とします。

第十条 当店は、指示された集荷先又は発送地において荷受人又は荷受人の指定する者から荷物を受け取り、荷物の種類及び性質を通知し、また、荷物が複数ある場合、サイズごとに区分して引き渡さなければなりません。

第十一条 当店が日本郵便に差し出した後の荷物の配達には、ゆうメールに適用される日本郵便の運送約款の規定に基づき行われます。

第十二条 当店は、日本郵便が荷受人を通知することができない等の理由により日本郵便から荷物が返還されたとき、又は荷受人が理由の有無にかかわらず当店で返還したときは、荷受人より何らかの指図を受けることなく、遅滞なく、荷受人に対し、当該荷物を返送するものとします。

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。)第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められる運送、信書の運送等運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき、荷受人又は荷受人が次に掲げるものであるとき。

七 暴力団、暴力団対策法第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員、又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき、イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき、ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があると認められるとき、エ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者(荷受人にあつては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。)であると認められるとき。

八 天災その他やむを得ない事情があるとき、ア 火災、その他の危険品、変質又は腐敗しやすいもの、麻薬類、不潔な物品等他の荷物の損害を及ぼすおそれのあるもの、イ 現金及び小切手、手形、株券その他の有価証券類、ウ 再発行が困難な受験票、パスポート、車検証類、エ 再生不可能な原稿、原図、テープ、フィルム、カード類、オ クレジットカード、キャッシュカード等のカード類、カ 遺骨、シナイ、イ 花火、シンナー等、発火性、引火性、揮発性のあるもの、ロ 銃砲刀剣類、ハ 毒物及び劇物類、ヘ 動物植物、ホ 複数の個人情報が入ったもの、ニ 貴金属、宝石その他の貴重品、ヒ 冊子とした印刷物又は電磁的記録媒体にあつては、その他当店が特に引受けを拒絶すると定めるもの、ヘ 荷物(梱包の価格が運賃の範囲内の賠償で補償し得ないもの)。

九 暴力団、暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員、又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき、イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき、ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があると認められるとき、エ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者(荷受人にあつては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。)であると認められるとき。

十 暴力団、暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員、又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき、イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき、ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があると認められるとき、エ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者(荷受人にあつては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。)であると認められるとき。

十一 暴力団、暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員、又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき、イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき、ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があると認められるとき、エ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者(荷受人にあつては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。)であると認められるとき。

十二 暴力団、暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員、又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき、イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき、ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があると認められるとき、エ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者(荷受人にあつては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。)であると認められるとき。

十三 暴力団、暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員、又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき、イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき、ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があると認められるとき、エ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者(荷受人にあつては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。)であると認められるとき。

十四 暴力団、暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員、又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき、イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき、ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があると認められるとき、エ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者(荷受人にあつては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。)であると認められるとき。

十五 暴力団、暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員、又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき、イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき、ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があると認められるとき、エ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者(荷受人にあつては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。)であると認められるとき。

十六 暴力団、暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員、又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき、イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき、ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があると認められるとき、エ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者(荷受人にあつては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。)であると認められるとき。

十七 暴力団、暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員、又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき、イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき、ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があると認められるとき、エ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者(荷受人にあつては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。)であると認められるとき。

十八 暴力団、暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員、又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき、イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき、ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があると認められるとき、エ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者(荷受人にあつては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。)であると認められるとき。

十九 暴力団、暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員、又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき、イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき、ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があると認められるとき、エ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者(荷受人にあつては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。)であると認められるとき。

二十 暴力団、暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員、又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき、イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき、ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があると認められるとき、エ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者(荷受人にあつては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。)であると認められるとき。

第二十一条 暴力団、暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員、又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき、イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき、ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があると認められるとき、エ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者(荷受人にあつては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む。)であると認められるとき。

第三十二条 当店は、運送上の支障が生じるおそれがあると認められる場合は、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

第三十三条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第三十四条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第三十五条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第三十六条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第三十七条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第三十八条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第三十九条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第四十条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第四十一条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第四十二条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第四十三条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第四十四条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第四十五条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第四十六条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第四十七条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第四十八条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第四十九条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第五十条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第五十一条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第五十二条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第五十三条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第五十四条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第五十五条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第五十六条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第五十七条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第五十八条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第五十九条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第六十条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第六十一条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第六十二条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第六十三条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第六十四条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第六十五条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第六十六条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第六十七条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第六十八条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。

第六十九条 前項の規定により、指図に応じないときは、当該指図を求めます。